

令和7年3月21日

職員の懲戒処分について

本市職員につきまして、3月21日付けにて地方公務員法第29条の規定により、下記の内容で処分をしましたので、犬山市職員の懲戒処分の公表基準により公表します。

記

- | | | | | |
|---|------|----------|-------|-----|
| 1 | 被処分者 | 犬山市都市整備部 | 課長級 | 59歳 |
| | | | 課長補佐級 | 49歳 |

- 2 処分内容 戒 告

- 3 処分事案の概要・理由

市の街路灯設置事業において、当該市民の承諾なく誤って街路灯を設置したこと、撤去する際に当該市民に説明や聞き取りを行わず撤去したことなど、当該市民へ謝罪及び事の経緯を説明するため、電話連絡をとったが、不通と勘違いし、電話が繋がっていると知らず、街路灯設置又は撤去に関する事項とは一切関係なく、市役所業務中に当該市民のことを誹謗中傷した事実を認定した。

当該市民の外貌について、直接的に貶める発言があり、事態の重大性にかかる認識に甘さがあり、犬山市の公務全体の信用を失わせた責任は大きく、懲戒処分（戒告）とした。

- 4 処分年月日

令和7年3月21日（金）

- 5 その他

懲戒処分（戒告）の対象ではない他の管理職員1名においても、常日頃から当該職員らを指導し、管理監督する立場であったことから、監督責任を負うべきものであり、懲戒処分にはあたらないが、犬山市の公務全体の信用を失わせた責任は重く、同日付けで訓告処分とした。

あわせて、街路灯の設置及び撤去に関して、上司への報告や事前協議なく、個人の判断で撤去した担当職員1名について、公務の運営に支障を生じさせたこと、またその上司である管理職員1名においても、常日頃から担当職員を指導し、管

理監督する立場であったことから、監督責任を負うべきものであり、ともに同日付けで口頭厳重注意処分とした。

【市長コメント】

このたびの不適切な発言を重く受け止め、市民の皆様に深くお詫びいたします。

今後、このような事案の再発防止に万全を期するとともに、市民の皆様の信頼を一日も早く回復できるよう全力を尽くしてまいります。

市政を預かる市長として、市民の皆様に重ねて心からお詫び申し上げます。

犬山市長 原 欣 伸